

「情報通信分野における外資規制の在り方に関する取りまとめ（案）」に対する 意見募集の結果

- 意見募集期間 : 令和3年12月9日（木）から令和4年1月7日（金）まで
- 提出意見件数 : 18件（放送関係事業者等：11件、電気通信事業者：2件、個人：5件）
- 意見提出者 :
 - 放送関係事業者等 【11件】 （50音順）
朝日放送グループホールディングス（株）、（一社）衛星放送協会、（株）MBSメディアホールディングス、
中部日本放送（株）、（株）TBSテレビ、（株）テレビ朝日ホールディングス、（一社）日本コミュニティ放送協会、
日本テレビ放送網（株）、（一社）日本民間放送連盟、（株）フジテレビジョン、
（株）フジ・メディア・ホールディングス
 - 電気通信事業者 【2件】 （50音順）
ソフトバンク（株）、日本電信電話（株）
 - 個人 【5件】

「情報通信分野における外資規制の在り方に関する取りまとめ（案）」に対して提出された意見及び
これに対する「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」の考え方

意見概要 【意見提出者名】	本検討会の考え方	修正の有無
序章 検討の経緯		
(意見なし)	—	—
第1章 情報通信関連法令と外為法との外資規制の適用関係の在り方		
・ 放送法等の個別法と外為法の両者が相まって外国性を規律する現行の仕組みを維持することは、基本的に妥当。		
○ 放送法、電波法及びN T T法といった個別法と外為法の両者が相まって外国性を規律する現行の仕組みを維持することは、基本的には妥当と考えます。 【(一社)衛星放送協会】	「情報通信分野における外資規制の在り方に関する取りまとめ（案）」（以下「本案」といいます。）に対する賛同の御意見として承ります。	無
第2章 出資規制及び外国人役員就任規制の在り方		
1. 出資規制及び外国人役員就任規制の枠組み		
a) 現行の規制枠組みを維持する方向性は適当。		
○ 外資規制の趣旨は、自国民を優先した電波利用と言論・報道機関としての放送の社会的影響力を踏まえて、外国性を制限することであり、放送事業者にとって重要な制度と認識しています。したがって「引き続き議決権割合による規律として、現行の規制枠組みを維持することが適当」とする本案の考え方に賛同いたします。 【(株)テレビ朝日ホールディングス】 ○ 今般の検討において基幹放送事業者及び認定放送持株会社（以下「放送事業者等」という）に対する外資規制について、現行の基本的な枠組みを維持するのが適当、という判断がなされたことは、放送の大きな社会的影響力を鑑みて適当と考えます。 【(株)MBSメディアホールディングス】 ○ 放送事業において、外資規制は電波利用における自国民優先や放送の	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無

社会的影響力の観点から外国性を制限する重要な規制と考えます。「現行の規制枠組みを維持することが適当」との方向性を示したことは妥当です。 【(株)フジテレビジョン、(株)フジ・メディア・ホールディングス】 ○ 公共性が高く社会的な影響力の大きい放送事業にとって外資規制は必要かつ重要な規制です。本案が、外資の出資規制と外国人役員就任規制について、「現行の規制枠組みを維持することが適当」との方向性を示したことは妥当です。 【(一社)日本民間放送連盟、朝日放送グループホールディングス(株)、日本テレビホールディングス(株)】 ○ 放送局は、有限希少な電波を利用し、言論・報道機関として大きな社会的影響力を有する高い公共性から、外国性について規制する仕組みの趣旨は妥当であると考えます。 【中部日本放送(株)】 ○ 引き続き議決権割合による規律として、現行の規制枠組みを維持することは適当と考えます。 【(一社)衛星放送協会】		
b) 現状よりも規制の強化等をすべき。		
○ 情報通信は安全保障にも大きく関わるため、当然、外資規制は行うべきです。放送通信に外資が入る事で、外国勢力の都合の良い情報統制や通信傍受という行為も発生する可能性があるのではないかと危惧します。逆に、現状よりも規制を強化するべきだと考えます。 【個人】	第2章1.(3)で示したとおり、放送法、電波法及びN T T法に設けられている外資規制である出資規制及び外国人役員就任規制の枠組みについては、それぞれの法目的に照らし一定の水準に制限することを規律してきたものであり、それ自体はこれまで有効に機能してきたと考えられ、また、昨今の安全保障の動向を鑑みても、本規律を見直す必要がある特段の事情も見受けられないことから、引き続き議決権割合による規律として、現行の規制枠組みを維持することが適当と考えます。 頂いた御意見については、参考として承ります。	無
2. コミュニティ放送に関する規制水準		
○ コミュニティ放送事業者の実態をご理解いただいた検討内容と方向性が示されています。外資規制を遵守することを踏まえ、運営の実情	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無

にご配慮いただいた水準として、支持させていただきます。 【(一社) 日本コミュニティ放送協会】		
3. 放送・通信事業以外の無線局に関する規制水準		
○ 「関係団体からのヒアリングでは、船舶や航空機に開設する無線局については、移動しながら使用するため周波数を占有しないこと等を踏まえれば、電波法の外資規制を課して外国性を排除する必要性はないとの意見が表明された。」は全く同感で、生命の危険にさらされるような規制をすべきではないですね。実際船舶・航空無線が電波法の外資規制条項に関わるのは思案の外でした。 【個人】	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無
第3章 外資規制の実効性確保方策		
1. 外資規制の適合状況の把握等		
a) 変更届出や定期的な報告を求める制度の導入に当たっては、事業者における事務負担を考慮するよう要望。		
○ 外資規制に係る事項に変更があった場合の届出や、放送事業者が外資規制に適合するために講じた措置等の定期的な報告を求める制度の導入について、証明資料の入手・作成等が、事業者の過度の負担とならない合理的なものとしていただくことを要望いたします。 【(株) テレビ朝日ホールディングス】 ○ 「放送法及び電波法の外資規制に係る事項に変更があった場合には、行政庁が外資規制への適合状況を随時把握可能とするための届出を求める制度を導入することが適当と考えられる。加えて、(中略) 当該放送事業者等が外資規制に適合するために講じた措置等の規制の遵守状況等に関する事項について定期的に報告を求める制度を導入することが適当と考えられる」として、新たな制度を設けることについては理解しますが、届け出や報告の内容や頻度については、実効性が担保されることはもちろん、事業者の実務上の負担についても十分考慮されるよう要望します。 【(株) フジテレビジョン、(株) フジ・メディア・ホールディングス】 ○ 外資規制に関する状況に変更が生じた際の届出や、定期的な報告につ	第3章1.(4)で示したとおり、行政庁が外資規制への適合状況を随時把握可能とするための届出を求める制度や放送事業者等が外資規制に適合するために講じた措置等の規制の遵守状況等に関する事項について定期的に報告を求める制度の導入に当たっては、事務作業の負担等を考慮した提出書類の簡略化及び報告頻度の低減の必要性といった意見があったことを踏まえて、事業者負担や事業者の類型を考慮した運用を図っていくことが適当と考えます。	無

いて、その必要性は理解しますが、事業者の事務負担に可能な限り配慮した仕組みとなるよう要望します。 その観点から、本案の「事業者負担や事業者の類型を考慮した運用を図っていくことが適当」との指摘はたいへん重要です。具体的な制度設計に際しては、非上場会社の多いローカル局や衛星放送事業者を含めた民放事業者の考え方と実務の状況を丁寧に汲み取っていただくようお願いいたします。 【(一社)日本民間放送連盟、朝日放送グループホールディングス(株)、日本テレビホールディングス(株)】 ○ 本案にある「事業者負担や事業者の類型を考慮した運用を図っていくことが適当」という指摘は、非常に重要です。今後の具体的な制度の整備にあたっては、非上場会社が多いローカル局を含めて、民放事業者の要望や実務の実態を丁寧にくみ取っていただくようお願いいたします。 【(株)TBSテレビ】 ○ 報告事項等に関しては、すべての事業者に対して一律とするのではなく、外資比率が直ちに基準値を上回る恐れのない事業者については、例えば議決権割合が1.0%未満の場合の記載を不要とするなど、一定の緩和の検討を要望いたします。また、報告の時期や頻度についても、事業者の作業負担を十分考慮していただくことをお願いいたします。 【朝日放送グループホールディングス(株)】 ○ 外資規制の遵守状況等に関する事項について定期的報告を求める制度の導入に当たっては、第2回検討会でも提言・要望させていただいたとおり外資比率の現状に応じ、危険水域の事業者には精緻な対応が必要である一方、そうではない事業者に対しては、上場の有無などの要素も含めて勘案した上で、事業者等の事務負担軽減に十分な配慮をお願いします。また、上記デジタルデータの活用以外にも、外国性の有無を証明する書類等に関する具体的指針の提示・周知、提出書類の簡略化、報告頻度の低減などを強く要望します。 【(一社)衛星放送協会】		
--	--	--

b) デジタルデータの活用等を進めることは妥当。		
○ 「デジタルデータの活用等を進める必要がある」という方針に賛同いたします。関係省庁や証券保管振替機構、株主名簿管理人、口座管理機関等の関係機関が保有するデータベースを活用できる体制を構築し、議決権割合等について、効率的でミス犯すリスクが少ない届出、報告を可能にさせていただくことを強く要望いたします。 【(株)テレビ朝日ホールディングス】 ○ 「効率的な行政運営の観点と事業者等における自律的な取組及び事務負担軽減の観点の双方から、デジタルデータの活用等を進める」とした点は妥当と考えます。データの一元化や提出書類の電子化・自動化などの仕組みがあれば、負担軽減のみならず、記載ミス防止にもつながると考えます。 【(株)フジテレビジョン、(株)フジ・メディア・ホールディングス】 ○ 本案は、届出や報告にあたって、デジタルデータの活用必要性に言及していますが、単にオンライン上での文書等の提出といったことにとどまらず、他の関係システムとの連携等により、抜本的に業務の自動化・省力化を図る視点が重要であると考えます。 【(一社)日本民間放送連盟、朝日放送グループホールディングス(株)、日本テレビホールディングス(株)】 ○ 効率的な行政運営、事業者の自律的な取り組み及び事務負担の観点等から、デジタルデータの活用等を進めることに賛同します。デジタルデータの導入にあたっては、SaaS方式でWEBブラウザを用い入力できるもの等、事業者側がシステム導入や維持において、費用や事務の過度な負担を生じないものとなることを要望します。また、他の関係システムとの連携についても引き続き検討をお願いします。 【中部日本放送(株)】 ○ 放送法及び電波法の外資規制の遵守状況の確認を強化するために、事業者等の事務負担が増大することはぜひとも避けていただきたい。デジ	本案に対する賛同の御意見として承ります。 なお、頂いた御要望については、今後、デジタルデータの活用等について検討を進める際の参考として承ります。	無

タルデータでのやりとりなど含め、事務効率化、事務負担の軽減に十分な配慮をいただくことを強く要望します。 【(一社)衛星放送協会】		
c) 変更届出等の内容と有価証券報告書等の外部情報や株主名簿等の記載内容との整合性を確保するよう留意等が必要。		
○ 届出や報告については、有価証券報告書等の開示資料や株主名簿等の記載内容との整合性を確保するよう、十分に留意する必要があると考えます。 【(株)TBSテレビ】	第3章1.(4)で示したとおり、事業者等から外国性の有無を証明する書類等に関する指針の必要性、事務作業の負担等を考慮した提出書類の簡略化及び報告頻度の低減の必要性といった意見があったことを踏まえて、事業者負担や事業者の類型を考慮した運用を図っていくことが適当と考えており、頂いた御意見については、その際の参考として承ります。	無
2. 出資規制に係る議決権割合の捕捉・計算方法		
a) 事業者等の負担の軽減と必要な外資規制の有効性の双方に考慮した仕組みを導入することは適当。		
○ 認定放送持株会社、地上基幹放送事業者における間接出資による議決権の算入の把握について、事業者が万全を期すことは当然ですが、事業者等の負担の軽減と外資規制の有効性の双方を考慮し、実務上、合理的な閾値を設定する方針に賛同いたします。 【(株)テレビ朝日ホールディングス】 ○ 実効性を確保するためには全ての事業者にとって事務負担が重くないことが何よりも重要であると考えます。今般、間接出資の計算対象から放送事業者等に対して直接占める議決権の割合が0.1%未満である場合を除く、とする案が示されています。間接出資の計算対象に一定の基準を設けることは、事業者の事務負担を確実に減じることになるため実効性確保の点で効果的と考えます。 【(株)MBSメディアホールディングス】 ○ 間接比率の計算方法については、現在の間接保有の規制は算出方法が複雑なうえ、確認手続きが煩瑣となっています。本案が「より合理的な計算方法に向けた見直しの検討を行い、事業者の負担の軽減と必要な外資規制の有効性の双方に考慮した仕組みを導入することが適当」としたことは妥当と考えます。 【(株)フジテレビジョン、(株)フジ・メディア・ホールディングス】	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無

○ 本家で提言された「より合理的な計算方法に向けた見直しの検討を行い、事業者等の負担の軽減と必要な外資規制の有効性の双方に考慮した仕組みを導入することが適当」との方向性は、一定の事務負担の軽減につながるものであり、賛同します。具体的な制度設計に際しては、事業者の実務の状況を丁寧に汲み取って検討いただくことを要望します。 【(一社)日本民間放送連盟、朝日放送グループホールディングス(株)、日本テレビホールディングス(株)】 ○ 衛星基幹放送事業者等については今後も現行の直接出資規制のみとすることを強く要望します。 地上基幹放送事業者及び認定放送持株会社に対する間接出資規制については、その社会的影響力の大きさから、今後も維持することが適当と考えます。ただし、報告書(案)にあるとおり、事業者等において捕捉が難しいデータもあり得ると考えられるため、より合理的な計算方法に向けた見直しの検討を行い、事業者等の負担の軽減と、必要な外資規制の有効性の双方に考慮した仕組みを導入することが適当と考えます。 【(一社)衛星放送協会】 ○ 当社はこれまで、法令を遵守し、外資規制に対する対応を進めてきましたが、今後も法令に基づき外資規制を遵守していく考えです。 また、当社では、外国人等の株式保有割合が3分の1以上となる場合に備えて、「名義書換拒否」の手順を整理するとともに、名義書換拒否になった株主への配当支払いを可能とする定款変更を実施する等、外資規制を遵守しつつ、株主利益を保護できるよう取り組んでいるところです。 なお、外国人等による間接保有分については、正確に把握することが難しく、外資比率の算定を正確に行うことが困難なケースも考えられることから、「事業者等の負担の軽減と必要な外資規制の有効性の双方に考慮した仕組みを導入することが適当」とする報告書案に賛同いたします。 【日本電信電話(株)】		
--	--	--

b) 事業者によって株主構成が様々であることを踏まえた制度とするよう要望。		
○ 議決権の割合における外資規制が一律（20%未満）である一方、各社の株主構成が其々であることを踏まえれば、例えば外資による直接出資比率が15%以上の社と1%未満の社の基準を同じにするのではなく、直接出資比率によって計算対象の基準にも差異をつける（例えば直接出資比率15%以上は0.1%未満、5%未満は0.5%未満、1%未満は1%未満等）など、事業者の事務負担が一層軽減できる制度であることを望みます。 【(株)MBSメディアホールディングス】	第3章2.(3)で示したとおり、外資比率が算定し難いことについて、より合理的な計算方法に向けた見直しの検討を行い、事業者等の負担の軽減と必要な外資規制の有効性の双方に考慮した仕組みを導入することが適当と考えており、頂いた御意見については、その際の参考として承ります。	無
c) 今後必要に応じて更なる見直しを検討するよう要望。		
○ 対象除外とする議決権割合については、事業者の事務負担の軽減なども考慮し、今後必要に応じて更なる見直しも検討するよう要望します。 【(株)フジテレビジョン、(株)フジ・メディア・ホールディングス】 ○ 外資比率に関して、捕捉が難しい等、正確な外資比率の算定が困難なケースがあることについては、検討会同様、事業者としても懸念を抱いております。特に、間接外資比率においては、証券保管振替機構による提供情報では、正確に把握できないケースがあります。議決権0.1%を除く等、合理的な計算方法に向けて見直す考え方は適当ですが、捕捉方法については、第6章のPDCAサイクルにおいて、適切な算定プロセスが定められることを要望します。 【中部日本放送(株)】	第3章2.(3)で示したとおり、外資比率が算定し難いことについて、より合理的な計算方法に向けた見直しの検討を行い、事業者等の負担の軽減と必要な外資規制の有効性の双方に考慮した仕組みを導入することが適当と考えており、また、第6章で示したとおり、外資規制の実効性を確実に確保する観点から、審査・運用の充実が図られるようPDCAサイクルを回していくことが望まれます。頂いた御意見については、その際の参考として承ります。	無
d) 情報の正確性を期すため、外国人等に対して保有株式数の申告義務を設ける方法も継続して検討するよう要望。		
○ 放送事業者が外国人関連株主を完全に追跡・把握することは著しく困難であることから、間接保有規制の対象となる株式を保有している外資系日本法人やその株主である外国人等に対して、当該株式数を申告する義務規制を設けて、その申告に依拠することを認める制度を要望します。 【(株)フジテレビジョン、(株)フジ・メディア・ホールディングス】 ○ 貴検討会では、「情報の正確性を担保するため、例えば、事業者の株主に対して、当該株主が外国人等により直接に占められる議決権の割合について、報告義務を課すことが考えられる」との意見も出されました。	第3章2.(3)で示したとおり、外資比率が算定し難いことについて、より合理的な計算方法に向けた見直しの検討を行い、事業者等の負担の軽減と必要な外資規制の有効性の双方に考慮した仕組みを導入することが適当と考えており、頂いた御意見については、その際の参考として承ります。	無

こうした意見を踏まえて、より合理的な仕組みの可能性についても、今後継続的に検討いただくようお願いします。 【(一社)日本民間放送連盟、朝日放送グループホールディングス(株)、日本テレビホールディングス(株)】 ○ 本案には「上場会社においては、振替機関から得られる情報を基本として、事業者等において適切に算定を行うことが適当」とされていますが、振替機関から間接出資の外国人株主を通知されたという実績はほとんど無いと承知しております。振替機関と事業者との間の実態も踏まえて、制度設計と運用を検討すべきだと考えます。 情報の正確性を担保するために、例えば「外資比率の算入対象となる間接議決権を有する株主に対して、外国人等の議決権割合について申告するよう要請する」等の方法も、引き続き検討していただくよう要望します。 【(株)TBSテレビ】		
第4章 外資規制の担保措置の在り方		
1. 事業者等による補完措置		
a) 名義書換拒否及び議決権制限の各制度を維持するとしたことは適当。		
○ 名義書換拒否及び議決権制限の各制度について、「引き続き合理性を有することから、これを維持することが適当」とする方針に賛同いたします。 【(株)テレビ朝日ホールディングス】 ○ 名義書換拒否及び議決権制限の各制度を維持することが適当、という判断がなされたことは放送の大きな社会的影響力を鑑みて適当と考えます。 【(株)MBSメディアホールディングス】 ○ 「名義書換拒否及び議決権制限の各制度は、(中略)これを維持することが適当と考えられる。」とした点について、その主旨については妥当と考えます。 【(株)フジテレビジョン、(株)フジ・メディア・ホールディングス】	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無

○ 名義書換拒否及び議決権制限の各制度は、放送法及びN T T法の外資規制の適合状況を規制の範囲内に維持し又は抑制する補完措置として維持することは適当と考えます。 【(一社)衛星放送協会】		
b) 名義書換拒否及び議決権制限の各制度は上場・非上場問わず適用すべき。		
○ 社会的影響力が大きい放送サービスの安定性を維持するという本制度の主旨からすれば、現行のように、主に上場会社のみを対象とするのではなく、上場／非上場問わず全ての放送事業者等にも適用されるべきであると考えます。 【(株)MBSメディアホールディングス】	上場会社の発行する株式は自由に譲渡されるものであることを踏まえ、放送法等の外資規制の実効性を確保するため、上場している基幹放送事業者等には名義書換拒否制度が必要とされるものです。	無
c) 外資比率が基準以上とならないようにするための効果的な仕組みを検討するよう要望。		
○ 名義書換拒否制度については、外国法人等の議決権が20%以上になる場合に初めて名義記載を拒否できる現行制度を変更して、バッファを設けるなどの予防的な措置を検討することを要望します(例えば、事前に対外的に明示したうえで、15%以上となる場合は拒否可能とするなど)。 【(株)フジテレビジョン、(株)フジ・メディア・ホールディングス】 ○ 名義書換拒否と議決権制限について「維持することが適当」との方向性には異論はありません。ただし、事業者には煩雑な事務作業が求められる一方、一切の過誤が許されない仕組みとなっています。規制を遵守するために事業者が万全を期すことは当然ですが、過誤を避けるための予防的な仕組みについても、今後継続的に検討いただくようお願いいたします。 【(一社)日本民間放送連盟、朝日放送グループホールディングス(株)、日本テレビホールディングス(株)】	御要望については、株式の流通とのバランスを考慮する必要があるところ、外資規制の効果的な遵守のためには、第4章2.(3)で示したとおり、放送法及び電波法の外資規制の適合状況を随時把握可能とするための届出を求めることとし、その際、事業者等において、外資比率が基準値以上となることがないように、例えば、事業者等の外資比率が当該基準値に近づいた場合、外資比率の変動に関する届出をより厳格化することが適当と考えます。これら厳格化等の結果として、事業者等において、放送法及び電波法の外資規制に係る変更があった場合には行政庁に速やかに届出をすることができるようにするなど、外資規制の遵守の徹底が図られるものと考えます。	無
2. 行政による是正措置		
a) 事業者には帰責事由がなく外資規制に不適合となる場合があることに留意するよう要望。		
○ 本案は、外資規制に関する事項に変動があった場合に届出義務を課したうえで、「正確な届出が担保されるような制度整備を行うことが適当」と提言しています。事業者が正確な届出に万全を期すことは当然であ	第4章2.(2)で示したとおり、外資規制に不適合となる要因については、必ずしも事業者等に帰責事由がある場合ばかりとは限らず、外形的に取消事由に該当するような場合であっても、他の要素を考慮せず、一律	無

り、それを担保するための制度整備は必要なものと理解します。ただし、事業者には帰責しない事由により不備が生じる場合があることに留意いただきたいと思います。 【(一社)日本民間放送連盟、朝日放送グループホールディングス(株)、日本テレビホールディングス(株)】 ○ 本案は、外資規制に関する事項に変動があった場合に届出義務を課し「正確な届出が担保されるような制度設計を行うことが適当」としています。事業者による正確な届出を厳格化するのは当然のことですが、事業者の責任によらない不備が生じる場合もあることを、留意していただくようお願いします。 【(株)TBSテレビ】 ○ 外資規制に不適合となる要因については、株主から誤った報告を受けることによる誤謬が生じる可能性があるほか、事業者等の責に帰さない場合も考えられます。かかる要素を考慮せず、一律に認定等を取り消すこととすれば、視聴者等の不利益となる場合が考えられます。 従い、第2回検討会でも提言・要望させていただいたとおり、外資規制への不適合の態様、過失の度合いや解消に要する期間など、不適合となった状況や、放送を停止した場合の視聴者の不利益、放送を継続した場合の外国人等の支配による不利益の有無を勘案した上で、その度合い等によって、認定等の取消しの手続きに入る前に、まず、事業者等に不適合状態の解消を促すような措置を導入することを強く要望します。 【(一社)衛星放送協会】	に認定等を取り消すこととすれば、かえって視聴者等の不利益となる場合が考えられることから、同(3)で示したとおり、不適合となった状況や視聴者の不利益等の一定の事情を勘案して、外国人等の支配による懸念が直ちにないと認められる場合等においては、期間を定めて是正を求める措置を講ずることとして、それが行われない場合には認定等の取消しを行うこととすることが適当と考えており、頂いた御意見については、その際の参考として承ります。	
b) 期間を定めて是正を求める措置の導入の方向性を示したことは妥当。		
○ 一定の事情を勘案して、外国人等の支配による懸念が直ちにない場合等に、期間を定めて是正を求める措置を講ずる制度は、視聴者・社会への影響を避ける観点で望ましいと考えます。 【(株)テレビ朝日ホールディングス】 ○ 外資規制の不適合状態が発生又は判明した場合に、期間を定めて是正を求める措置が導入される旨が示されていることには賛同します。	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無

【(株)MBSメディアホールディングス】

- 「例外的に、不適合となった状況や視聴者の不利益等の一定の事情を勘案して、外国人等の支配による懸念が直ちにないとみとめられる場合等においては、期間を定めて是正を求める措置を講ずること」とする本案に賛同します。

免許・認定の取り消しは、放送事業者の経営はもとより、視聴者・社会に多大な影響を及ぼす可能性があるものです。放送事業者として規制遵守のために万全を期すことは当然のことですが、万一抵触した場合でも、一律に取り消しを行うのではなく、外資規制の趣旨に対する影響を総合的に判断して、免許・認定を取り消さないこともありうる制度であるべきと考えます。

【(株)フジテレビジョン、(株)フジ・メディア・ホールディングス】

- 外資規制に不適合となる要因は、必ずしも事業者に帰責事由がある場合ばかりとは限りません。本案が、違反状態が発覚した際に、免許・認定の取消しを原則としつつも、例外的に、不適合となった状況や視聴者の不利益等の一定の事情を勘案し「期間を定めて是正を求める措置を講ずる」との方向性を示したことに賛同します。

【(一社)日本民間放送連盟、朝日放送グループホールディングス(株)、
日本テレビホールディングス(株)】

- 本案が、不適合となった状況や視聴者の不利益等の一定の事情を勘案し「期間を定めて是正を求める措置を講ずる」との方向性を示したことは、妥当だと考えます。

【(株)TBSテレビ】

- 実際に事業者等の外資比率が基準値以上となった場合等には、当該事業者等の認定等を取り消す現行制度のほかに、第4章で示されているように、期間を定めて是正を促す制度を導入することを強く要望します。

【(一社)衛星放送協会】

○ 不適合となった状況や視聴者の不利益等の一定の事情を勘案して、外国人等の支配による懸念が直ちにないと認められる場合等においては、第2回検討会でも提言・要望させていただいたとおり期間を定めて是正を求める措置を講ずることとして、それが行われない場合にのみ認定等の取消しを行うこととすることが適当と考えます。 不適合となった事業者等に対して、期間を定めて是正等を求めるか否かを判断する段階から意見陳述の機会を付与するとともに、行政庁による国民への説明責任を果たす観点からも、透明性を適切に確保することが極めて重要と考えます。 【(一社)衛星放送協会】 ○ 外資規制への不適合時に理由（事業者側に帰責事由がない場合）や、影響（視聴者等の不利益）等の状況を鑑みながら一定の猶予を盛り込んだ是正措置が取られることを支持させていただきます。 【(一社)日本コミュニティ放送協会】		
c) 期間を定めて是正を求める措置を法令等で明確にするよう要望。		
○ 間接出資の違反の場合は、取消猶予する措置がありますが、認定放送持株会社に関しては、放送法第166条等に基づき、必要的認定取消措置となります。 認定持株会社は、当取りまとめ(案)にある「放送事業者等」に含むとみなすことができますが、取消猶予を措置できるよう、法令改正等、明確な規定とすることを要望します。 【中部日本放送(株)】 ○ 認定の即時取り消しではなく、期間を定めて是正を求める措置を講ずることは妥当と考えます。是正までの期間は、事案の形態や対象事業者の聴取内容を勘案し、相当な期間を設定することを要望します。 【中部日本放送(株)】	第6章で示したとおり、期間を定めて是正を求める制度の導入を含め、本案で示した「今後の方向性」を踏まえ、総務省において、所要の制度整備等について具体的な検討を進めることを提案しています。	無
第5章 審査体制の在り方		
a) 放送事業者の実務に則った審査体制を要望。		
○ 総務省にあっては、外資規制に関する放送事業者の実務に則った審査に適した体制を要望いたします。	第3章1.(4)で示したとおり、審査体制の強化を見据え、定期的に報告を求める制度の導入に当たっては、効率的な行政運営の観点と事業者	無

【(株)テレビ朝日ホールディングス】	等における自律的な取り組み及び事務負担の軽減の双方から、事業者負担や事業者の類型を考慮した制度の運用を図っていくことが適当と考えられ、また、第5章（3）で示したとおり、外資規制の審査の際、行政庁と事業者等との綿密なコミュニケーションを図られるよう留意することが求められます。頂いた御意見については、その際の参考として承ります。 なお、同（3）で示したとおり、行政庁における審査体制の強化だけではなく、外資規制の実効性を一層確保する観点から、事業者等においても、外資規制に適合するために講ずることのできる措置等をしっかりと認識するとともに、行政庁に外資規制の適合状況の報告を行うために必要な体制強化等に取り組むことが強く求められます。	
b) 行政庁と事業者等との綿密なコミュニケーションを図られるよう留意するとした方向性は妥当。		
○ 外資規制が実効的に機能するには、行政と事業者の双方にとって合理的で過度の負担を負わない仕組みであることが重要です。本案が、行政の審査体制の強化とともに、「行政庁と事業者等との綿密なコミュニケーションを図られるよう留意すること」を求めていることは適切です。 【(一社)日本民間放送連盟、朝日放送グループホールディングス(株)、日本テレビホールディングス(株)】 ○ 外資規制が有効に機能するためには、行政と事業者の双方にとって合理的で過度の負担を負わない制度と運用であることが重要であり、本案にある「行政庁と事業者等との綿密なコミュニケーションを図られるように留意する」という指摘を十分に踏まえて具体的な制度整備等を進めていただくよう要望します。 【(株)TBSテレビ】 ○ 審査体制の強化を図るため、総務省における体制を整備するにあたっては行政庁と事業者等との綿密なコミュニケーションを図られるよう十分留意願います。 なお、外資規制の実効性を一層確保する観点から業界団体としても外資規制に関する啓蒙、周知等に留意致します。 【(一社)衛星放送協会】	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無

第6章 今後の進め方		
a) 今後も必要な場合には見直しを行うよう要望。		
○ P D C Aが完了するまでの違反行為が、現行法令により処分されてしまうことに懸念があります。事業者等の異論がなく、見直しが必要な法令は、改正に向けた動きに進むことを要望します。 【中部日本放送(株)】 ○ 社会・産業基盤として不可欠な通信インフラの保持という観点から、通信事業分野において今後海外企業の影響力拡大や関連制度(電波関連制度等)の変更等の環境変化が生じる場合には、改めて外資規制の在り方について検討が必要になる可能性があるものと考えます。従って、今後の環境変化も注視の上、必要に応じて再度議論・検討が行えるよう、継続的なフォローアップ体制を維持することが適切であると考えます。 【ソフトバンク(株)】	第6章で示したとおり、外資規制の実効性を確実に確保する観点から、行政庁及び事業者等の双方において外資規制の適合状況はもとより履行状況のフォローアップを行うとともに、審査・運用の充実が図られるようP D C Aサイクルを回していくなどの取組を行っていくことが望まれます。頂いた御意見については、その際の参考として承ります。	無
b) 事業者にとって過度な負担とならない合理的な対応を要望。		
○ 事業者側と審査側において、審査・運用の充実が図られるようP D C Aサイクルを回していくことに賛同しますが、そのプロセスにおいては、届け出方法だけではなく、その頻度など、事務負担について、事業者などの意見を丁寧に汲み取って頂くことを要望します。 【中部日本放送(株)】 ○ 行政と事業者の双方にとって、過度な事務負担とならない合理的な対応を強く要望します。 【(一社)衛星放送協会】	第3章1.(4)で示したとおり、審査体制の強化を見据え、定期的に報告を求める制度の導入に当たっては、効率的な行政運営の観点と事業者等における自律的な取り組み及び事務負担の軽減の双方から、事業者負担や事業者の類型を考慮した制度の運用を図っていくことが適当と考えられ、また、第6章で示したとおり、外資規制の実効性を確実に確保する観点から、行政庁及び事業者等の双方において外資規制の適合状況はもとより履行状況のフォローアップを行うとともに、審査・運用の充実が図られるようP D C Aサイクルを回していくなどの取組を行っていくことが望まれます。頂いた御意見については、その際の参考として承ります。	無
c) 国民・公共の福祉の為に制度構築を要望。		
○ 東北新社の騒動は記憶に新しいですが、外資規制に注力してたら政府や与党の縁故や個人思想が押し付けられていたなんて落ちではどうにもなりません。あくまでも国民・公共の福祉の為に制度構築を望みます。 【個人】	第6章で示したとおり、本案で示した「今後の方向性」を踏まえ、所要の制度整備等に関する具体的な検討を進める際の参考として承ります。	無
d) 間接的にも外資のコントロール下におかれないよう規制の徹底が必要。		
○ 間接的にも外資のコントロール下に置かれないよう、しっかりとした規制を徹底してください。また、包括的にカバーするスパイ防止法の制	前段の御意見については、第6章で示したとおり、本案で示した「今後の方向性」を踏まえ、所要の制度整備等に関する具体的な検討を進める際	無

定も急いで行ってください。 【個人】	の参考として承ります。 なお、後段の御意見については、本検討会における検討の対象外と考えます。	
その他の意見		
○（５頁脚注６中「メディアの自由及び多様性もその一つとして挙げられている。」について）これは日本でも理念として掲げるべきでは？政府が「〇〇は外国思想であるので規制せよ」という古色蒼然たる言い口になるのはＮＧですが、外資が国内娯楽作品に物言いをつけそこに政府が自主規制はまかりならぬというのもそれはそれでおかしな話です。 あくまでも大きく理念として掲げ、個々の表現者の縁となるような記述を望みます。 【個人】 ○ テレビ関係全般に言えることだが、昔から中国、韓国寄りの報道をしており、自民党系を批判、民主党系を肯定しており、選挙結果では自民党が強く、ある程度の民意を汲んでいる政党であるにも関わらず、全否定、国民の民意とはかけ離れた偏った報道がされているのは事実だ。 その原因として、外国人の構成比が高すぎるものが挙げられる、中国や韓国の主張をそのまま報道されているのは中華系や朝鮮系の外国人が報道しているからだ。社員全員、日本国籍を持っていないと報道できないようにしてほしい。二重国籍など論外。資本も日本企業１００％がのぞましい。１００％でなければ意味がない。日本の報道なのだから、少しでも外国の意向が入る余地はない。 今まで放置してきた総務省にも責任はあるはず 【個人】 ○ 情報通信においてそもそもインターネットというのは、米国が生み出した軍事技術です。諸外国と日本の改善への関わりについて、省内で議論する必要があります。 【個人】	頂いた御意見については、参考として承ります。	無

<提出された意見の全文>

No.	提出者	提出された意見
1	個人	テレビ関係全般に言えることだが、昔から中国、韓国寄りの報道をしており、自民党系を批判、民主党系を肯定しており、選挙結果では自民党が強く、ある程度の民意を汲んでいる政党であるにも関わらず、全否定、国民の民意とはかけ離れた偏った報道がされているのは事実だ。その原因として、外国人の構成比が高すぎるものが挙げられる、中国や韓国の主張をそのまま報道されているのは中華系や朝鮮系の外国人が報道しているからだ。社員全員、日本国籍を持っていないと報道できないようにしてほしい。二重国籍など論外。資本も日本企業100%がのぞましい。100%でなければ意味がない。日本の報道なのだから、少しでも外国の意向が入る余地はない。 今まで放置してきた総務省にも責任はあるはず
2	個人	情報通信においてそもそもインターネットというのは、米国が生み出した軍事技術です。諸外国と日本の改善への関わりについて、省内で議論する必要があります。
3	個人	情報通信は安全保障にも大きく関わるため、当然、外資規制は行うべきです。 放送通信に外資が入る事で、外国勢力の都合の良い情報統制や通信傍受という行為も発生する可能性があるのではないかと危惧します。 逆に、現状よりも規制を強化するべきだと考えます。
4	株式会社テレビ朝日ホールディングス	■ 外資規制の趣旨は、自国民を優先した電波利用と言論・報道機関としての放送の社会的影響力を踏まえて、外国性を制限することであり、放送事業者にとって重要な制度と認識しています。したがって「引き続き議決権割合による規律として、現行の規制枠組みを維持することが適当」とする本案の考え方に賛同いたします。 ■ 外資規制に係る事項に変更があった場合の届出や、放送事業者が外資規制に適合するために講じた措置等の定期的な報告を求める制度の導入について、証明資料の入手・作成等が、事業者の過度の負担とならない合理的なものとしていただくことを要望いたします。 ■ 「デジタルデータの活用等を進める必要がある」という方針に賛同いたします。関係省庁や証券保管振替機構、株主名簿管理人、口座管理機関等の関係機関が保有するデータベースを活用できる体制を構築し、議決権割合等について、効率的でミスを犯すリスクが少ない届出、報告を可能にさせていただくことを強く要望いたします。 ■ 認定放送持株会社、地上基幹放送事業者における間接出資による議決権の算入の把握について、事業者が万全を期すことは当然ですが、事業者等の負担の軽減と外資規制の有効性の双方を考慮し、実務上、合理的な閾値を設定する方針に賛同いたします。 ■ 名義書換拒否及び議決権制限の各制度について、「引き続き合理性を有することから、これを維持することが適当」とする方針に賛同いたします。 ■ 一定の事情を勘案して、外国人等の支配による懸念が直ちにない場合等に、期間を定めて是正を求める措置を講ずる制度は、視聴者・社会への影響を避ける観点で望ましいと考えます。 ■ 総務省にあっては、外資規制に関する放送事業者の実務に則った審査に適した体制を要望いたします。

No.	提出者	提出された意見
5	日本電信電話株式会社	■ 当社はこれまで、法令を遵守し、外資規制に対する対応を進めてきましたが、今後も法令に基づき外資規制を遵守していく考えです。 また、当社では、外国人等の株式保有割合が3分の1以上となる場合に備えて、「名義書換拒否」の手順を整理するとともに、名義書換拒否になった株主への配当支払いを可能とする定款変更を実施する等、外資規制を遵守しつつ、株主利益を保護できるよう取り組んでいるところです。 なお、外国人等による間接保有分については、正確に把握することが難しく、外資比率の算定を正確に行うことが困難なケースも考えられることから、「事業者等の負担の軽減と必要な外資規制の有効性の双方に考慮した仕組みを導入することが適当」とする報告書案に賛同いたします。
6	個人	間接的にも外資のコントロール下に置かれないう、しっかりとした規制を徹底してください。 また、包括的にカバーするスパイ防止法の制定も急いで行ってください。
7	株式会社MBSメディアホールディングス	■ 今般の検討において基幹放送事業者及び認定放送持株会社（以下「放送事業者等」という）に対する外資規制について、現行の基本的な枠組みを維持するのが適当、という判断がなされたことは、放送の大きな社会的影響力を鑑みて適当と考えます。 ■ 実効性を確保するためには全ての事業者にとって事務負担が重くないことが何よりも重要であると考えます。今般、間接出資の計算対象から放送事業者等に対して直接占める議決権の割合が0.1%未満である場合を除く、とする案が示されています。間接出資の計算対象に一定の基準を設けることは、事業者の事務負担を確実に減じることになるため実効性確保の点で効果的と考えます。 しかし議決権の割合における外資規制が一律（20%未満）である一方、各社の株主構成が其々であることを踏まえれば、例えば外資による直接出資比率が15%以上の社と1%未満の社の基準を同じにするのではなく、直接出資比率によって計算対象の基準にも差異をつける（例えば直接出資比率15%以上は0.1%未満、5%未満は0.5%未満、1%未満は1%未満等）など、事業者の事務負担が一層軽減できる制度であることを望みます。 ■ 名義書換拒否及び議決権制限の各制度を維持することが適当、という判断がなされたことは放送の大きな社会的影響力を鑑みて適当と考えます。しかし社会的影響力が大きい放送サービスの安定性を維持するという本制度の主旨からすれば、現行のように、主に上場会社のみを対象とするのではなく、上場／非上場問わず全ての放送事業者等にも適用されるべきであると考えます。 また外資規制の不適合状態が発生又は判明した場合に、期間を定めて是正を求める措置が導入される旨が示されていることには賛同します。
8	株式会社フジテレビジョン	■ 放送事業において、外資規制は電波利用における自国民優先や放送の社会的影響力の観点から外国性を制限する重要な規制と考えます。「現行の規制枠組みを維持することが適当」との方向性を示したことは妥当です。 ■ 「放送法及び電波法の外資規制に係る事項に変更があった場合には、行政庁が外資規制への適合状況を随時把握可能とするための届出を求める制度を導入することが適当と考えられる。加えて、（中略）当該放送事業者等が外資規制に適合するために講じた措置等の規制の遵守状況等に関する事項について定期的に報告を求める制度を導入することが適当と考えられる」として、新たな制度を設けることについては理解しますが、届け出や報告の内容や頻度については、実効性が担保されることはもちろん、事業者の実務上の負担についても十分考慮されるよう要望します。

No.	提出者	提出された意見
		■ 「効率的な行政運営の観点と事業者等における自律的な取組及び事務負担軽減の観点の双方から、デジタルデータの活用等を進める」とした点は妥当と考えます。データの一元化や提出書類の電子化・自動化などの仕組みがあれば、負担軽減のみならず、記載ミス防止にもつながると考えます。 ■ 間接比率の計算方法については、現在の間接保有の規制は算出方法が複雑なうえ、確認手続きが煩瑣となっています。本案が「より合理的な計算方法に向けた見直しの検討を行い、事業者の負担の軽減と必要な外資規制の有効性の双方に考慮した仕組みを導入することが適当」としたことは妥当と考えます。対象除外とする議決権割合については、事業者の事務負担の軽減なども考慮し、今後必要に応じて更なる見直しも検討するよう要望します。 ■ 併せて、放送事業者が外国人関連株主を完全に追跡・把握することは著しく困難であることから、間接保有規制の対象となる株式を保有している外資系日本法人やその株主である外国人等に対して、当該株式数を申告する義務規制を設けて、その申告に依拠することを認める制度を要望します。 ■ 「名義書換拒否及び議決権制限の各制度は、(中略)これを維持することが適当と考えられる。」とした点について、その主旨については妥当と考えます。 ただし、名義書換拒否制度については、外国法人等の議決権が20%以上になる場合に初めて名義記載を拒否できる現行制度を変更して、バッファを設けるなどの予防的な措置を検討することを要望します(例えば、事前に対外的に明示したうえで、15%以上となる場合は拒否可能とするなど)。 ■ 「例外的に、不適合となった状況や視聴者の不利益等の一定の事情を勘案して、外国人等の支配による懸念が直ちにないものと認められる場合等においては、期間を定めて是正を求める措置を講ずること」とする本案に賛同します。 免許・認定の取り消しは、放送事業者の経営はもとより、視聴者・社会に多大な影響を及ぼす可能性があるものです。放送事業者として規制遵守のために万全を期すことは当然のことですが、万一抵触した場合でも、一律に取り消しを行うのではなく、外資規制の趣旨に対する影響を総合的に判断して、免許・認定を取り消さないこともありうる制度であるべきと考えます。
9	株式会社フジ・メディア・ホールディングス	■ 放送事業において、外資規制は電波利用における自国民優先や放送の社会的影響力の観点から外国性を制限する重要な規制と考えます。「現行の規制枠組みを維持することが適当」との方向性を示したことは妥当です。 ■ 「放送法及び電波法の外資規制に係る事項に変更があった場合には、行政庁が外資規制への適合状況を随時把握可能とするための届出を求める制度を導入することが適当と考えられる。加えて、(中略)当該放送事業者等が外資規制に適合するために講じた措置等の規制の遵守状況等に関する事項について定期的に報告を求める制度を導入することが適当と考えられる」として、新たな制度を設けることについては理解しますが、届け出や報告の内容や頻度については、実効性が担保されることはもちろん、事業者の実務上の負担についても十分考慮されるよう要望します。

No.	提出者	提出された意見
		■ 「効率的な行政運営の観点と事業者等における自律的な取組及び事務負担軽減の観点の双方から、デジタルデータの活用等を進める」とした点は妥当と考えます。データの一元化や提出書類の電子化・自動化などの仕組みがあれば、負担軽減のみならず、記載ミス防止にもつながると考えます。 ■ 間接比率の計算方法については、現在の間接保有の規制は算出方法が複雑なうえ、確認手続きが煩瑣となっています。本案が「より合理的な計算方法に向けた見直しの検討を行い、事業者の負担の軽減と必要な外資規制の有効性の双方に考慮した仕組みを導入することが適当」としたことは妥当と考えます。対象除外とする議決権割合については、事業者の事務負担の軽減なども考慮し、今後必要に応じて更なる見直しも検討するよう要望します。 ■ 併せて、放送事業者が外国人関連株主を完全に追跡・把握することは著しく困難であることから、間接保有規制の対象となる株式を保有している外資系日本法人やその株主である外国人等に対して、当該株式数を申告する義務規制を設けて、その申告に依拠することを認める制度を要望します。 ■ 「名義書換拒否及び議決権制限の各制度は、(中略)これを維持することが適当と考えられる。」とした点について、その主旨については妥当と考えます。 ただし、名義書換拒否制度については、外国法人等の議決権が20%以上になる場合に初めて名義記載を拒否できる現行制度を変更して、バッファを設けるなどの予防的な措置を検討することを要望します(例えば、事前に対外的に明示したうえで、15%以上となる場合は拒否可能とするなど)。 ■ 「例外的に、不適合となった状況や視聴者の不利益等の一定の事情を勘案して、外国人等の支配による懸念が直ちにないとみとめられる場合等においては、期間を定めて是正を求める措置を講ずること」とする本案に賛同します。 免許・認定の取り消しは、放送事業者の経営はもとより、視聴者・社会に多大な影響を及ぼす可能性があるものです。放送事業者として規制遵守のために万全を期すことは当然のことですが、万一抵触した場合でも、一律に取り消しを行うのではなく、外資規制の趣旨に対する影響を総合的に判断して、免許・認定を取り消さないこともありうる制度であるべきと考えます。
10	日本テレビホールディングス株式会社	■ 公共性が高く社会的な影響力の大きい放送事業にとって外資規制は必要かつ重要な規制です。本案が、外資の出資規制と外国人役員就任規制について、「現行の規制枠組みを維持することが適当」との方向性を示したことは妥当です。 ■ 外資規制に関する状況に変更が生じた際の届出や、定期的な報告について、その必要性は理解しますが、事業者の事務負担に可能な限り配慮した仕組みとなるよう要望します。 ■ その観点から、本案の「事業者負担や事業者の類型を考慮した運用を図っていくことが適当」との指摘はたいへん重要です。具体的な制度設計に際しては、非上場会社の多いローカル局や衛星放送事業者を含めた民放事業者の考え方と実務の状況を丁寧に汲み取っていただくようお願いいたします。

No.	提出者	提出された意見
		■ 本案は、届出や報告にあたって、デジタルデータの活用必要性に言及していますが、単にオンライン上での文書等の提出といったことにとどまらず、他の関係システムとの連携等により、抜本的に業務の自動化・省力化を図る視点が重要であると考えます。また、有価証券報告書などの他の開示資料との記載事項の整合性の確保についても十分な留意が必要です。 ■ 当社は、間接出資について、出資状況を正確かつ網羅的に把握することが難しいケースや著しい事務負担を負うケースがあることを指摘して、事業者が過度の負担を負わない合理的な仕組みを構築することを要望してきました。 ■ 本案で提言された「より合理的な計算方法に向けた見直しの検討を行い、事業者等の負担の軽減と必要な外資規制の有効性の双方に考慮した仕組みを導入することが適当」との方向性は、一定の事務負担の軽減につながるものであり、賛同します。具体的な制度設計に際しては、事業者の実務の状況を丁寧に汲み取って検討いただくことを要望します。 ■ 一方、貴検討会では、「情報の正確性を担保するため、例えば、事業者の株主に対して、当該株主が外国人等により直接に占められる議決権の割合について、報告義務を課すことが考えられる」との意見も出されました。こうした意見を踏まえて、より合理的な仕組みの可能性についても、今後継続的に検討いただくようお願いします。 ■ 名義書換拒否と議決権制限について「維持することが適当」との方向性には異論はありません。ただし、事業者には煩雑な事務作業が求められる一方、一切の過誤が許されない仕組みとなっています。規制を遵守するために事業者が万全を期すことは当然ですが、過誤を避けるための予防的な仕組みについても、今後継続的に検討いただくようお願いします。 ■ 本案は、外資規制に関する事項に変動があった場合に届出義務を課したうえ、「正確な届出が担保されるような制度整備を行うことが適当」と提言しています。事業者が正確な届出に万全を期すことは当然であり、それを担保するための制度整備は必要なものと理解します。ただし、事業者には帰責しない事由により不備が生じる場合があることに留意いただくようお願いします。 ■ 当社は、違反状態が発覚した際、重大な過失がない場合などについては事情を勘案し、放送を継続しながら違反状態を是正可能とする制度を要望してきました。 ■ 外資規制に不適合となる要因は、必ずしも事業者には帰責事由がある場合ばかりとは限りません。本案が、違反状態が発覚した際に、免許・認定の取消しを原則としつつも、例外的に、不適合となった状況や視聴者の不利益等の一定の事情を勘案し「期間を定めて是正を求める措置を講ずる」との方向性を示したことに賛同します。 ■ 外資規制が実効的に機能するには、行政と事業者の双方にとって合理的で過度の負担を負わない仕組みであることが重要です。本案が、行政の審査体制の強化とともに、「行政庁と事業者等との綿密なコミュニケーションを図られるよう留意すること」を求めていることは適切です。
11	株式会社TBSテレビ	■ 本案にある「事業者負担や事業者の類型を考慮した運用を図っていくことが適当」という指摘は、非常に重要です。今後の具体的な制度の整備にあたっては、非上場会社が多いローカル局を含めて、民放事業者の要望や実務の実態を丁寧にくみ取っていただくようお願いします。

No.	提出者	提出された意見
		■ 届出や報告については、有価証券報告書等他の開示資料や株主名簿等の記載内容との整合性を確保するよう、十分に留意する必要があると考えます。 ■ 日本民間放送連盟や当社は、間接出資について「正確かつ速やかに把握することが難しい場合も考えられる」と指摘し、事業者にとって過度の負担とならないような制度設計と運用を要望してきました。 ■ 本案には「上場会社においては、振替機関から得られる情報を基本として、事業者等において適切に算定を行うことが適当」とされていますが、振替機関から間接出資の外国人株主を通知されたという実績はほとんど無いと承知しております。振替機関と事業者との間の実態も踏まえて、制度設計と運用を検討すべきだと考えます。 ■ 情報の正確性を担保するために、例えば「外資比率の算入対象となる間接議決権を有する株主に対して、外国人等の議決権割合について申告するよう要請する」等の方法も、引き続き検討していただくよう要望します。 ■ 本案は、外資規制に関する事項に変動があった場合に届出義務を課し「正確な届出が担保されるような制度設計を行うことが適当」としています。事業者による正確な届出を厳格化するのは当然のことですが、事業者の責任によらない不備が生じる場合もあることを、留意していただくようお願いいたします。 ■ 本案が、不適合となった状況や視聴者の不利益等の一定の事情を勘案し「期間を定めて是正を求める措置を講ずる」との方向性を示したことは、妥当だと考えます。 ■ 外資規制が有効に機能するためには、行政と事業者の双方にとって合理的で過度の負担を負わない制度と運用であることが重要であり、本案にある「行政庁と事業者等との綿密なコミュニケーションを図られるように留意する」という指摘を十分に踏まえて具体的な制度整備等を進めていただくよう要望します。
12	一般社団法人衛星放送協会	■ 放送法、電波法及びN T T法といった個別法と外為法の両者が相まって外国性を規律する現行の仕組みを維持することは、基本的には妥当と考えます。 ■ 引き続き議決権割合による規律として、現行の規制枠組みを維持することは適当と考えます。他方で、実際に事業者等の外資比率が基準値以上となった場合等には、当該事業者等の認定等を取り消す現行制度のほかに、第4章で示されているように、期間を定めて是正を促す制度を導入することを強く要望します。 ■ 放送法及び電波法の外資規制の遵守状況の確認を強化するために、事業者等の事務負担が増大することはぜひとも避けていただきたい。デジタルデータでのやりとりなど含め、事務効率化、事務負担の軽減に十分な配慮をいただくことを強く要望します。 ■ 外資規制の遵守状況等に関する事項について定期的報告を求める制度の導入に当たっては、第2回検討会でも提言・要望させていただいたとおり外資比率の現状に応じ、危険水域の事業者には精緻な対応が必要である一方、そうではない事業者に対しては、上場の有無などの要素も含めて

No.	提出者	提出された意見
		勘案した上で、事業者等の事務負担軽減に十分な配慮をお願いします。また、上記デジタルデータの活用以外にも、外国性の有無を証明する書類等に関する具体的指針の提示・周知、提出書類の簡略化、報告頻度の低減などを強く要望します。 ■ 衛星基幹放送事業者等については今後も現行の直接出資規制のみとすることを強く要望します。 地上基幹放送事業者及び認定放送持株会社に対する間接出資規制については、その社会的影響力の大きさから、今後も維持することが適当と考えます。ただし、報告書（案）にあるとおり、事業者等において捕捉が難しいデータもあり得ると考えられるため、より合理的な計算方法に向けた見直しの検討を行い、事業者等の負担の軽減と、必要な外資規制の有効性の双方に考慮した仕組みを導入することが適当と考えます。 ■ 名義書換拒否及び議決権制限の各制度は、放送法及びN T T法の外資規制の適合状況を規制の範囲内に維持し又は抑制する補完措置として維持することは適当と考えます。 ■ 外資規制に不適合となる要因については、株主から誤った報告を受けることによる誤謬が生じる可能性があるほか、事業者等の責に帰さない場合も考えられます。かかる要素を考慮せず、一律に認定等を取り消すこととすれば、視聴者等の不利益となる場合が考えられます。 従い、第2回検討会でも提言・要望させていただいたとおり、外資規制への不適合の態様、過失の度合いや解消に要する期間など、不適合となった状況や、放送を停止した場合の視聴者の不利益、放送を継続した場合の外国人等の支配による不利益の有無を勘案した上で、その度合い等によって、認定等の取消しの手続きに入る前に、まず、事業者等に不適合状態の解消を促すような措置を導入することを強く要望します。 ■ 不適合となった状況や視聴者の不利益等の一定の事情を勘案して、外国人等の支配による懸念が直ちにないと認められる場合等においては、第2回検討会でも提言・要望させていただいたとおり期間を定めて是正を求める措置を講ずることとして、それが行われないうちにのみ認定等の取消しを行うこととすることが適当と考えます。 不適合となった事業者等に対して、期間を定めて是正等を求めるか否かを判断する段階から意見陳述の機会を付与するとともに、行政庁による国民への説明責任を果たす観点からも、透明性を適切に確保することが極めて重要と考えます。 ■ 審査体制の強化を図るため、総務省における体制を整備するにあたっては行政庁と事業者等との綿密なコミュニケーションを図られるよう十分留意願います。 なお、外資規制の実効性を一層確保する観点から業界団体としても外資規制に関する啓蒙、周知等に留意致します。 ■ 行政と事業者の双方にとって、過度な事務負担とならない合理的な対応を強く要望します。
13	個人	・、欧州（EU）では？メディアの自由及び多様性もその一つとして挙げられている。 これは日本でも理念として掲げるべきでは？政府が「〇〇は外国思想であるので規制せよ」という古色蒼然たる言い口になるのはNGですが、外資が国内娯楽作品に物言いをつけそこに政府が自主規制はまかりならぬというのもそれはそれでおかしな話です。 あくまでも大きく理念として掲げ、個々の表現者の縁となるような記述を望みます。

No.	提出者	提出された意見
		・関係団体からのヒアリングでは、船舶や航空機に開設する無線局については、移動しながら使用するため周波数を占有しないこと等を踏まえれば、電波法の外資規制を課して外国性を排除する必要性はないとの意見が表明された。 これは全く同感で、生命の危険にさらされるような規制をすべきではないですね。 実際船舶・航空無線が電波法の外資規制条項に関わるのは思案の外でした。 東北新社の騒動は記憶に新しいですが、外資規制に注力してたら政府や与党の縁故や個人思想が押し付けられていたなんて落ちではどうにもなりません。あくまでも国民・公共の福祉の為に制度構築を望みます。
14	ソフトバンク株式会社	■ 社会・産業基盤として不可欠な通信インフラの保持という観点から、通信事業分野において今後海外企業の影響力拡大や関連制度（電波関連制度等）の変更等の環境変化が生じる場合には、改めて外資規制の在り方について検討が必要になる可能性があるものと考えます。従って、今後の環境変化も注視の上、必要に応じて再度議論・検討が行えるよう、継続的なフォローアップ体制を維持することが適切であると考えます。
15	朝日放送グループホールディングス株式会社	■ 公共性が高く社会的な影響力の大きい放送事業にとって外資規制は必要かつ重要な規制です。本案が、外資の出資規制と外国人役員就任規制について、「現行の規制枠組みを維持することが適当」との方向性を示したことは妥当です。 ■ 外資規制に関する状況に変更が生じた際の届出や、定期的な報告について、その必要性は理解しますが、事業者の事務負担に可能な限り配慮した仕組みとなるよう要望します。 ■ その観点から、本案の「事業者負担や事業者の類型を考慮した運用を図っていくことが適当」との指摘は非常に重要です。具体的な制度設計に際しては、民放事業者の考えや実務の状況を丁寧に汲み取るようお願いいたします。 ■ 報告事項等に関しては、すべての事業者に対して一律とするのではなく、外資比率が直ちに基準値を上回る恐れのない事業者については、例えば議決権割合が1.0%未満の場合の記載を不要とするなど、一定の緩和の検討を要望いたします。また、報告の時期や頻度についても、事業者の作業負担を十分考慮していただくことをお願いいたします。 ■ 本案は、届出や報告にあたって、デジタルデータの活用の必要性に言及していますが、単にオンライン上での文書等の提出といったことにとどまらず、他の関係システムとの連携等により、抜本的に業務の自動化・省力化を図る視点が重要であると考えます。また、有価証券報告書など他の開示資料との記載事項の整合性の確保についても十分な留意が必要です。 ■ 当社は、今年10月に実施された放送法施行令の一部を改正する政令案等に対する意見募集の際に、間接出資について、すべてを正確に調査することは実務的には非常に困難であり、事業者が過度の負担を負わない合理的な仕組みを構築することを要望しました。 ■ 本案で提言された「より合理的な計算方法に向けた見直しの検討を行い、事業者等の負担の軽減と必要な外資規制の有効性の双方に考慮した仕組みを導入することが適当」との方向性は、一定の事務負担の軽減につながるものであり、賛同します。具体的な制度設計に際しては、事業者の実務の状況を丁寧に汲み取って検討いただくことを要望します。

No.	提出者	提出された意見
		■ 一方、貴検討会では、「情報の正確性を担保するため、例えば、事業者の株主に対して、当該株主が外国人等により直接に占められる議決権の割合について、報告義務を課すことが考えられる」との意見も出されました。こうした意見を踏まえて、より合理的な仕組みの可能性についても、今後継続的に検討いただくようお願いします。 ■ 名義書換拒否と議決権制限について「維持することが適当」との方向性には異論はありません。ただし、事業者には煩雑な事務作業が求められる一方、一切の過誤が許されない仕組みとなっています。規制を遵守するために事業者が万全を期すことは当然ですが、例えば、閾値のバッファを設けるなどの予防的な仕組みについても、今後継続的に検討いただくようお願いします。 ■ 本案は、外資規制に関する事項に変動があった場合に届出義務を課したうえ、「正確な届出が担保されるような制度整備を行うことが適当」と提言しています。事業者が正確な届出に万全を期すことは当然であり、それを担保するための制度整備は必要なものと理解します。ただし、事業者には帰責しない事由により不備が生じる場合があることに留意いただくようお願いします。 ■ 外資規制に不適合となる要因は、必ずしも事業者には帰責事由がある場合ばかりとは限りません。本案が、違反状態が発覚した際に、免許・認定の取消しを原則としつつも、例外的に、不適合となった状況や視聴者の不利益等の一定の事情を勘案し「期間を定めて是正を求める措置を講ずる」との方向性を示したことに賛同します。 ■ 外資規制が実効的に機能するには、行政と事業者の双方にとって合理的で過度の負担を負わない仕組みであることが重要です。本案が、行政の審査体制の強化とともに、「行政庁と事業者等との綿密なコミュニケーションを図られるよう留意すること」を求めていることは適切です。
16	一般社団法人日本民間放送連盟	■ 公共性が高く社会的な影響力の大きい放送事業にとって外資規制は必要かつ重要な規制です。本案が、外資の出資規制と外国人役員就任規制について、「現行の規制枠組みを維持することが適当」との方向性を示したことは妥当です。 ■ 外資規制に関する状況に変更が生じた際の届出や、定期的な報告について、その必要性は理解しますが、事業者の事務負担に可能な限り配慮した仕組みとなるよう要望します。 ■ その観点から、本案の「事業者負担や事業者の類型を考慮した運用を図っていくことが適当」との指摘はたいへん重要です。具体的な制度設計に際しては、非上場会社の多いローカル局を含め、民放事業者の考えや実務の状況を丁寧に汲み取っていただくようお願いいたします。 ■ 本案は、届出や報告にあたって、デジタルデータの活用必要性に言及していますが、単にオンライン上での文書等の提出といったことにとどまらず、他の関係システムとの連携等により、抜本的に業務の自動化・省力化を図る視点が重要であると考えます。また、有価証券報告書などの他の開示資料との記載事項の整合性の確保についても十分な留意が必要です。 ■ 当連盟は、間接出資について、出資状況を正確かつ網羅的に把握することが難しいケースや著しい事務負担を負うケースがあることを指摘して、事業者が過度の負担を負わない合理的な仕組みを構築することを要望してきました。

No.	提出者	提出された意見
		■ 本家で提言された「より合理的な計算方法に向けた見直しの検討を行い、事業者等の負担の軽減と必要な外資規制の有効性の双方に考慮した仕組みを導入することが適当」との方向性は、一定の事務負担の軽減につながるものであり、賛同します。具体的な制度設計に際しては、事業者の実務の状況を丁寧に汲み取って検討いただくことを要望します。 ■ 一方、貴検討会では、「情報の正確性を担保するため、例えば、事業者の株主に対して、当該株主が外国人等により直接に占められる議決権の割合について、報告義務を課すことが考えられる」との意見も出されました。こうした意見を踏まえて、より合理的な仕組みの可能性についても、今後継続的に検討いただくようお願いします。 ■ 名義書換拒否と議決権制限について「維持することが適当」との方向性には異論はありません。ただし、事業者には煩雑な事務作業が求められる一方、一切の過誤が許されない仕組みとなっています。規制を遵守するために事業者が万全を期すことは当然ですが、例えば、閾値のバッファを設けるなどの予防的な仕組みについても、今後継続的に検討いただくようお願いします。 ■ 本家は、外資規制に関する事項に変動があった場合に届出義務を課したうえ、「正確な届出が担保されるような制度整備を行うことが適当」と提言しています。事業者が正確な届出に万全を期すことは当然であり、それを担保するための制度整備は必要なものと理解します。ただし、事業者には帰責しない事由により不備が生じる場合があることに留意いただくようお願いします。 ■ 当連盟は、違反状態が発覚した際、重大な過失がない場合などについては事情を勘案し、放送を継続しながら違反状態を是正可能とする制度を要望してきました。 ■ 外資規制に不適合となる要因は、必ずしも事業者には帰責事由がある場合ばかりとは限りません。本家が、違反状態が発覚した際に、免許・認定の取消しを原則としつつも、例外的に、不適合となった状況や視聴者の不利益等の一定の事情を勘案し「期間を定めて是正を求める措置を講ずる」との方向性を示したことに賛同します。 ■ 外資規制が実効的に機能するには、行政と事業者の双方にとって合理的で過度の負担を負わない仕組みであることが重要です。本家が、行政の審査体制の強化とともに、「行政庁と事業者等との綿密なコミュニケーションを図られるよう留意すること」を求めていることは適切です。
17	中部日本放送株式会社	■ 放送局は、有限希少な電波を利用し、言論・報道機関として大きな社会的影響力を有する高い公共性から、外国性について規制する仕組みの趣旨は妥当であると考えます。 ■ 効率的な行政運営、事業者の自律的な取り組み及び事務負担の観点等から、デジタルデータの活用等を進めることに賛同します。 ■ デジタルデータの導入にあたっては、SaaS方式でWEBブラウザを用い入力できるもの等、事業者側がシステム導入や維持において、費用や事務の過度な負担を生じないものとなることを要望します。 ■ また、他の関係システムとの連携についても引き続き検討をお願いします。 ■ 認定の即時取り消しではなく、期間を定めて是正を求める措置を講ずることは妥当と考えます。是正までの期間は、事案の様態や対象事業者の聴取内容を勘案し、相当な期間を設定することを要望します。

No.	提出者	提出された意見
		■ 外資比率に関して、捕捉が難しい等、正確な外資比率の算定が困難なケースがあることについては、検討会同様、事業者としても懸念を抱いております。特に、間接外資比率においては、証券保管振替機構による提供情報では、正確に把握できないケースがあります。議決権0.1%を除く等、合理的な計算方法に向けて見直す考え方は適当ですが、捕捉方法については、第6章のPDCAサイクルにおいて、適切な算定プロセスが定められることを要望します。 ■ 間接出資の違反の場合は、取消猶予する措置がありますが、認定放送持株会社に関しては、放送法第166条等に基づき、必要的認定取消措置となります。 ■ 認定持株会社は、当取りまとめ(案)にある「放送事業者等」に含むとみなすことができますが、取消猶予を措置できるよう、法令改正等、明確な規定とすることを要望します。 ■ 事業者側と審査側において、審査・運用の充実が図られるようPDCAサイクルを回していくことに賛同しますが、そのプロセスにおいては、届け出方法だけではなく、その頻度など、事務負担について、事業者などの意見を丁寧に汲み取って頂くことを要望します。 ■ 一方で、PDCAが完了するまでの違反行為が、現行法令により処分されてしまうことに懸念があります。事業者等の異論がなく、見直しが必要な法令は、改正に向けた動きに進むことを要望します。
18	一般社団法人日本コミュニティ放送協会	■ 情報通信分野における外資規制の在り方に関する取りまとめ(案)では「第2章出資規制及び外国人役員就任規制の在り方『2. コミュニティ放送に関する規制水準』」(P. 9～P. 11)について、コミュニティ放送事業者の実態をご理解いただいた検討内容と方向性が示されています。外資規制を遵守することを踏まえ、運営の実情にご配慮いただいた水準として、支持させていただきます。 ■ また、「第4章外資規制の担保措置の在り方『2. 行政による是正措置』」(P. 20～P. 23)も、外資規制への不適合時に理由(事業者側に帰責事由がない場合)や、影響(視聴者等の不利益)等の状況を鑑みながら一定の猶予を盛り込んだ是正措置が取られることを支持させていただきます。

その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが1件ありました。